## 随意契約理由

## 令和6年(2024年)2月20日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契 約 名 称	チャットツール サービス利用
契 約 内 容	チャットツール サービス利用
契約締結日	令和6年1月31日
及び契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約の相手方	大阪府貝塚市浜脇4丁目2番22号
(所在地・名称)	株式会社 南大阪電子計算センター
契 約 金 額	1,874,400円
	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)
随意契約理由	本件は、委任状に基づき大阪市町村スマートシティ推進連絡会議が事業者選定した後、当該選定された事業者と本市との間で契約を行うものであり、契約期間を12ヶ月とする新たな契約を結ぶため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行うもの。